

証券コード 6143
2024年3月6日

株 主 各 位

横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
株式会社 ソディック
代表取締役社長 古川 健一

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sodick.co.jp/ir/meeting.html>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、「第48回 定時株主総会」に掲載の資料をご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokal.jp/6143/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ソディック」又は「コード」に当社証券コード「6143」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日（水曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時)
2. 場 所 横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号 当社本社3階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第48期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットによる方法と議決権行使書を重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといいたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといいたします。
- (3) 代理人によるご出席の場合は、本総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際はお手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を合わせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎株主総会当日の報告事項等の動画は、当社ウェブサイトにて、2024年4月1日以降、配信を予定しております。

株主総会サイト：<https://www.sodick.co.jp/ir/meeting.html>





議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年3月28日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年3月27日(水曜日)
午後5時15分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月27日(水曜日)
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案 第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案 第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

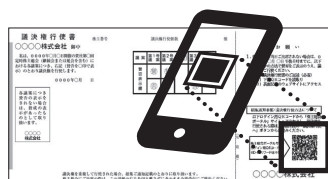
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2024年3月27日（水）午後5時15分

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

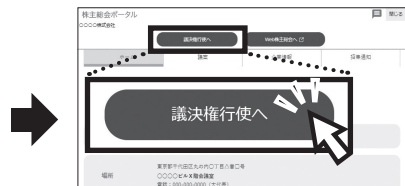
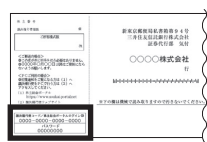
以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

株主総会ポータル

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード／株主総会ポータルログインID」は、本総会に限り有効です。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ
三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
0120-652-031
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、大切な資本をお預かりさせていただいた株主の皆様に対し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び資金収支等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、761,104,185円となります。

なお、中間配当金を含めた当期の年間配当金は、普通株式1株につき金29円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 取締役の任期の短縮

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。

(2) 役付取締役の定め廃止

当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して役割を明確化することで、取締役会の意思決定・監督機能を強化するとともに、より柔軟かつ迅速に業務を執行することを目的として、会長、社長その他の地位を執行役員としての役位であることを明確にいたしました。これを定款上も反映すべく、現行定款第26条（代表取締役および役付取締役）の定めを廃止し、取締役会の定める執行役員規程による執行役員（役付執行役員を含みます）を置くことができるとする変更案第26条（代表取締役および執行役員）を新設するものであります。これに伴い第14条（招集権者および議長）及び第23条（取締役会の招集）の定めについても所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
〔第3章〕株主総会	〔第3章〕株主総会
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 ①株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>②株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 ①株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会が定める取締役が招集する。この者に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>②株主総会においては、<u>取締役会が定める取締役が議長となる。この者に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 ①取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 ①取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 ①取締役会は、取締役会の定めにより招集するものとし、その通知は、各取締役および各監査役に対して会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役会の招集および議長は、法令に別段の定めある場合のほか、<u>取締役社長がこれにあたる。取締役社長に</u>事故ある場合は、あらかじめ取締役会規程に定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 ①取締役会は、取締役会の定めにより招集するものとし、その通知は、各取締役および各監査役に対して会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役会の招集および議長は、法令に別段の定めある場合のほか、<u>取締役会が定める取締役がこれにあたる。この者に</u>事故ある場合は、あらかじめ取締役会規程に定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 26 条 ①当社は、取締役会の決議によって取締役社長 1 名を選定するほか、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>②取締役社長は当社を代表する。</p> <p>③前項に定める代表取締役のほか、取締役会の決議によって当社を代表する取締役を選定することができる。</p>	<p><削 除></p>
<p><新 設></p>	<p>(代表取締役および執行役員)</p> <p>第 26 条 ①当社は、取締役会の決議によって当社を代表する取締役を選定する。</p> <p>②当社は、法令上可能な範囲で、当社業務の執行を、取締役会の決議に基づき、執行役員に委任することができる。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任を含めた取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当	属性
1	古川 健一	男性	代表取締役社長	再任
2	坏 祐次	男性	COO（最高執行責任者）	新任
3	塚本 英樹	男性	専務取締役（工作機械事業及び生産統括担当）	再任
4	前島 裕史	男性	常務取締役（コーポレート部門統括担当）	再任
5	工藤 和直	男性	社外取締役	再任 社外
6	野波 健蔵	男性	社外取締役	再任 社外
7	後藤 芳一	男性	社外取締役	再任 社外
8	郷原 玄哉	男性	社外監査役	新任 社外
9	佐野 綾子	女性	—	新任 社外

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	<p>新任</p> <p>あくつ ゆう じ 坏 祐 次 (1964年3月19日生)</p>	<p>1987年4月 当社入社</p> <p>1991年1月 Sodick, Incへ出向</p> <p>2005年11月 Sodick, Inc.取締役副社長</p> <p>2013年7月 当社執行役員 営業本部副本部長欧米担当</p> <p>2016年4月 Sodick, Inc.取締役社長(現)</p> <p>2022年1月 工作機械事業本部副本部長</p> <p>2022年3月 当社上席執行役員</p> <p>2022年11月 COO(最高執行責任者)(現)</p>	45,800株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>坏祐次氏は、当社入社以来、製造、アフターサービスの経験を積み、米国販売会社に出向し、アフターセールス分野で新たなビジネスプラットフォームを導入するなど、同社社長として安定した収益が確保できる仕組みを構築、2022年1月より工作機械事業本部副本部長、同年11月よりCOO(最高執行責任者)として変革をリードしてきました。当社事業に関する豊富な経験・知見を有しており、これらの実績や変革を推進する高いリーダーシップを考慮し、取締役会は、同氏を取締役候補者に決めました。選任後は上記の役割を果たすことを期待しています。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- ・「企業経営」・「財務・会計」・「グローバル」・「マーケティング」

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">塚 本 英 樹 (1962年11月29日生)</p>	1985年 4月 当社入社 1988年 7月 Sodick(Thailand) Co.,Ltd.出向 1998年 3月 Sodick(Thailand) Co.,Ltd.取締役(現) 2008年 4月 Sodick(Thailand) Co.,Ltd.取締役社長 2012年 4月 沙迪克(廈門)有限公司董事副総経理 2012年 7月 当社執行役員 生産管理本部副本部長 2012年 7月 蘇州沙迪克特種設備有限公司董事 2014年 6月 当社取締役 生産統括担当 2014年 7月 当社上席執行役員(現) 2015年 6月 蘇州沙迪克特種設備有限公司董事長(現) 2015年 6月 沙迪克(廈門)有限公司董事長(現) 2015年 6月 当社常務取締役 生産統括担当 2020年 3月 当社専務取締役 工作機械事業及び生産統括担当(現)	62,750株
<p>【取締役候補者とした理由】 塚本 英樹氏は、当社入社以来、製品設計・開発・製造・生産管理等、当社事業に関する豊富な経験・知見を有しています。また、タイ工場の設立から携わり、同工場の取締役社長を務めたほか、蘇州工場・廈門工場の董事長を兼務、2014年6月から生産統括を担当し、「世界同一品質」を掲げ、生産統括責任者として生産体制の最適化を図りながら変革をリード、また、工作機械事業における構造改革の一環として成長が期待できるレーザー加工機の開発を強化するなど、当社専務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役会は、同氏を引き続き取締役候補者に定めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

・「企業経営」・「製造・技術・R&D」・「グローバル」

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">前島 裕史 (1961年2月7日生)</p>	<p>1984年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>1993年5月 同行ロスアンゼルス支店長代理</p> <p>1995年10月 同行麹町支店長代理</p> <p>1999年4月 同行渋谷法人部上席部長代理</p> <p>2000年7月 同行カイロ駐在員事務所長</p> <p>2003年7月 同行外国業務部上席推進役</p> <p>2006年4月 同行企業情報部上席推進役</p> <p>2010年1月 日興コーディアル証券株式会社（現 S M B C日興証券株式会社）出向 第五企業情報部長</p> <p>2012年4月 株式会社三井住友銀行監査部上席考査役</p> <p>2013年10月 当社出向 財務部長</p> <p>2014年5月 当社入社 財務部長</p> <p>2014年6月 当社常務取締役（現） 総合企画担当</p> <p>2015年7月 当社上席執行役員（現）</p> <p>2018年3月 当社コーポレート部門統括担当（現）</p>	35,520株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>前島 裕史氏は、1984年に株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）に入行後、国内外の多岐にわたる要職を歴任し、金融機関において培われた専門的な知識・経験及び海外での業務経験を有しております。</p> <p>2014年から当社常務取締役として、経営管理・財務・経理を所管し、財務・会計及び国際ビジネスにおける高い専門性を発揮、当社の財務体質を大幅に改善しファイナンス面でのグローバル化をリードしてきました。また、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役会は、同氏を引き続き取締役候補者に決めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- ・ 「財務・会計」 ・ 「法務・リスク管理」 ・ 「グローバル」

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;">社外</div> <p style="text-align: center;">く どう かず なお 工 藤 和 直 (1953年3月8日生)</p>	<p>1977年4月 住友電気工業株式会社入社 2000年1月 同社電子材料事業部ワイヤー製品部長 2001年1月 同社電子材料事業部製造部長 2004年1月 蘇州住電装有限公司董事副総経理 2007年6月 蘇州住電装有限公司董事総経理 2008年6月 住友電装株式会社執行役員 2015年6月 蘇州住電装有限公司最高顧問 2016年7月 青島京信電子有限公司高級顧問 2018年3月 当社社外取締役(現) 2018年6月 株式会社芝浦電子社外取締役(現)</p>	一株
5	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 工藤 和直氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、住友電気工業株式会社において、同社の技術や生産ノウハウを生かし同社の中国事業を立ち上げるなど、グローバルリーダーとしての豊富な経験と実績を有しております。海外を含めた製造全般に対して実践的な知見を有する同氏は、取締役会においても中長期計画についてその観点から積極的に意見を述べていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。</p> <p>また、人事諮問委員会及び報酬委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、積極的かつ実効性の高い意見を述べていただきました。</p> <p>上記理由から社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断し、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に決めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。同氏が再選された場合は人事諮問委員会及び報酬委員会の議長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立した立場から関与いただく予定です。</p> <p>同氏は当社グループの取引先である住友電装株式会社に在籍しておりましたが、当事業年度における年間取引金額は1%以下と僅少で退職後相当期間を経過しており、かつ同社が当社グループの意思決定に与える影響はありません。さらに、同氏は現在、株式会社芝浦電子の社外取締役を兼任しておりますが、同社につきましても当事業年度における年間取引金額は1%以下と僅少で、かつ同社が当社グループの意思決定に与える影響はありません。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」の要件も満たしておりますので、当社は、同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、6年となります。</p>		

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- ・ 「企業経営」 ・ 「製造・技術・R&D」 ・ 「グローバル」

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;">社外</div> <p style="text-align: center;">野波健蔵 (1949年2月21日生)</p>	<p>1979年3月 東京都立大学（現首都大学東京）工学博士 1985年2月 米航空宇宙局（NASA）研究員 1988年4月 米航空宇宙局（NASA）シニア研究員 1988年12月 千葉大学助教授 1994年4月 同大学教授 2008年4月 同大学理事・副学長（研究担当） 2012年10月 ミニサーベイヤーコンソーシアム（現一般社団法人日本ドローンコンソーシアム）会長（現） 2013年11月 株式会社自律制御システム研究所代表取締役最高経営責任者（CEO） 2017年4月 千葉大学名誉教授（現） 2018年9月 株式会社自律制御システム研究所取締役会長 2019年6月 一般財団法人先端ロボティクス財団理事長（現） 2020年3月 当社社外取締役（現） 2022年1月 株式会社Autonomy代表取締役（現） 2023年7月 福島国際研究教育機構（F-REI）ロボット分野長（現）</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 野波 健蔵氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、米航空宇宙局（NASA）でシニア研究員として従事したほか、大学での長年に亘る研究で培われた機械工学（制御工学）に関する幅広い見識を生かし大学ベンチャーを設立するなど豊富な経営経験も有しており、当該観点から取締役会において積極にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。</p> <p>また、人事諮問委員会及び報酬委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、積極的かつ実効性の高い意見を述べていただきました。上記理由から社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断し、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に決めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。同氏が再選された場合は人事諮問委員会及び報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立した立場から関与いただく予定です。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」の要件も満たしておりますので、当社は、同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、4年となります。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- ・「企業経営」 ・ 「製造・技術・R&D」 ・ 「グローバル」

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	<div style="text-align: center;"> <div style="display: inline-block; background-color: black; color: white; padding: 2px 5px;">再任</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-left: 10px;">社外</div> </div> <div style="text-align: center;"> <small>ご とう よし かず</small> <small>後 藤 芳 一</small> (1955年10月30日生) </div>	1980年3月 東京工業大学大学院 理工学研究科 機械工学専攻 修了 1980年4月 通商産業省（現 経済産業省）入省 2003年8月 経済産業省 産業技術環境局標準課長 2004年6月 同省中小企業庁技術課長 2008年7月 同省製造産業局次長 2010年4月 同省大臣官房審議官（製造産業局担当） 2012年10月 東京大学大学院 工学系研究科 マテリアル工学専攻 特任教授 2015年6月 パラマウントベッドホールディングス株式会社社外取締役 2017年10月 一般財団法人機械振興協会副会長 技術研究所長（現） 2018年6月 パラマウントベッドホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現） 2022年3月 当社社外取締役（現）	2,791株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>後藤 芳一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、経済産業省製造産業局次長や同省大臣産業審議官（製造産業局担当）等、長年、企業のものづくりを中心とした産業振興に関する経済行政分野に携わってこれ、産業分野を中心として幅広い経験と知見を有しています。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由から、社外取締役職務を適切に遂行することができるかと判断し、その知見を当社の経営に活かしていただくとともに、当社のコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を図るため、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に決めました。選任後は上記の役割を果たすことを期待しています。同氏が再選された場合は人事諮問委員会及び報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立した立場から関与いただく予定です。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」の要件も満たしておりますので、当社は、同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、2年となります。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- ・ 「企業経営」 ・ 「製造・技術・R&D」

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">社外</div> ごう はら はる ちか 郷 原 玄 哉 (1973年7月20日生)	2002年10月 中央青山監査法人入所 2004年9月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2008年8月 郷原玄哉公認会計士事務所所長(現) 2012年11月 株式会社ダイヨシトラスト(現 大和ハウスパーキング株式会社) 社外監査役 2023年3月 当社社外監査役(現)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>郷原 玄哉氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、公認会計士として長年にわたり監査法人での監査業務に携わり、財務会計の専門家としての豊富な経験を有しており、2023年3月より1年間、当社社外監査役として適切な助言等をいただいております。また、同氏は当社以外での社外監査役にも携わり、幅広い知見と経験を有しております。</p> <p>同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由から、社外取締役職務を適切に遂行することができるかと判断し、その知見を当社の経営に活かしていただくとともに、当社のコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を図るため、取締役会は同氏を社外取締役候補者に決めました。選任後は上記の役割を果たすことを期待しています。</p> <p>また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」の要件も満たしておりますので、当社は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会の時をもって、1年となります。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- ・ 「財務・会計」 ・ 「法務・リスク管理」

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">社外</div> さのあやこ 佐野綾子 (1977年12月9日生)	2001年4月 ゴールドマン・サックス証券会社(現 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 経済調査部 2009年1月 東京西法律事務所(現 弁護士法人 TNLAW) 入所 2018年10月 東京地方裁判所民事調停官 2018年12月 あや総合法律事務所代表(現) 2019年3月 株式会社すかいらーくホールディングス 社外取締役(現) 2021年3月 株式会社メタップス(現 株式会社メタッ プスホールディングス) 社外取締役(監査 等委員)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>佐野綾子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、弁護士としての高度の専門知識と幅広い見識を持ち、当社以外の社外取締役や監査等委員、MBO・非公開化提案検討のための特別委員会委員長長の経験等を有しております。</p> <p>同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由から、社外取締役職務を適切に遂行することができるかと判断し、コンプライアンスやリスクマネジメントに関する専門的な知見を当社の経営に活かしていただくとともに、当社のコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を図るため、取締役会は同氏を社外取締役候補者に決めました。選任後は上記の役割を果たすことを期待しています。</p> <p>また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」の要件も満たしておりますので、当社は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- ・「企業経営」
- ・「財務・会計」
- ・「法務・リスク管理」

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 工藤 和直氏、野波 健蔵氏、後藤 芳一氏、郷原 玄哉氏及び佐野 綾子氏は、社外取締役候補者であります。なお、社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

・社外取締役との責任限定契約

当社は、工藤 和直氏、野波 健蔵氏及び後藤 芳一氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、郷原 玄哉氏及び佐野 綾子氏が選任された場合には、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

3. 役員等賠償責任保険契約

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 保坂 昭夫氏及び下條 正浩氏は本総会終結の時をもって退任となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当	属性
1	河原 哲郎	男性	工作機械事業本部CS事業部アドバイザー	新任
2	大村 由紀子	女性	—	新任 社外

新任

新任監査役候補者

社外

社外監査役候補者

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">かわ はら てつ ろう 河 原 哲 郎 (1956年11月28日生)</p>	<p>1981年 1月 当社入社</p> <p>2000年 1月 株式会社ソディックプラスチック転籍</p> <p>2001年10月 当社転籍</p> <p>2003年 5月 株式会社ソディックハイテック取締役管理統括部長</p> <p>2006年 4月 同社常務取締役</p> <p>2009年 9月 株式会社ソディック新横（現 株式会社ソディック エフ・ティ）常務取締役</p> <p>2009年12月 同社金型成形事業部事業部長</p> <p>2013年12月 同社専務取締役EWS事業部事業部長</p> <p>2022年 7月 当社転籍 工作機械事業本部CS事業部アドバイザー（現）</p>	104,900株
<p>【監査役候補者とした理由】 河原 哲郎氏は、子会社の上場審査対応や上場後の監査対応など管理全般を経験し、長年子会社の管理担当役員を歴任するなど、ガバナンスに対する高度な知見を有しております。 上記の理由から、監査役として職務を適切に遂行できると判断し、同氏を監査役候補者に決めました。 選任後はガバナンスに対する高度な知見を活かした実効性の高い監査を期待しています。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">社外</div> <p>おおむらゆきこ 大村由紀子 (1979年1月15日生)</p>	2003年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2007年9月 長島・大野・常松法律事務所入所 2014年8月 金融庁出向 2019年4月 三浦法律事務所入所(現) 2020年1月 株式会社アシロ社外取締役(現) 2020年5月 株式会社ココベリ監査役(現) 2022年10月 株式会社ハルメクホールディングス取締 役(監査等委員)(現)	一株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>大村 由紀子氏は、弁護士としての高度の専門知識と幅広い見識を持ち、他社の取締役や監査役、監査等委員も務めており、国内外の企業のM&A/企業再編や金融監督の実務まで様々な経験を有しております。就任された際は、これらの経験を生かし、当社のガバナンス強化に寄与することが期待されます。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由から、取締役会は同氏を社外監査役候補者に決めました。</p> <p>また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれはありません。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」の要件も満たしておりますので、就任された際は、独立役員として指名する予定であります。</p>			

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 大村 由紀子氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役との責任限定契約

当社は、大村 由紀子氏が監査役に就任する場合には、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が選任された場合には、候補者も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

以上

【ご参考】第3号議案及び第4号議案が承認されたのちの取締役・監査役（予定）のスキルマトリックス

当社は、基本理念である「創造」「実行」「苦勞・克服」を基盤にお客さまへ最高の価値を提供し、「未来を創る」企業として社会の持続的な発展に貢献するために、中長期的な企業価値向上に取り組んでおり、取締役全体として必要な専門知識・経験・能力のバランスを考慮し、それらを備えた多様性のある取締役及び監査役を選任しています。

氏名	地位	性別	独立性	当社が取締役・監査役に特に期待する 知見・経験						人事 諮問 委員会	報酬 委員会
				企業 経営	財務・ 会計	法務・ リスク 管理	製造・ 技術・ R&D	グロー バル	マーケ ティ ング		
古川健一	代表取締役	男性		●	●	●		●	●	●	●
坏祐次	取締役	男性		●	●			●	●	●	●
塚本英樹	取締役	男性		●			●	●			
前島裕史	取締役	男性			●	●		●			
工藤和直	社外取締役	男性	●	●			●	●		●	●
野波健蔵	社外取締役	男性	●	●			●	●		●	●
後藤芳一	社外取締役	男性	●	●			●			●	●
郷原玄哉	社外取締役	男性	●		●	●					
佐野綾子	社外取締役	女性	●	●	●	●					
河本朋英	常勤監査役	男性			●	●		●			
河原哲郎	常勤監査役	男性		●	●						
大滝真理	社外監査役	女性	●		●	●					
大村由紀子	社外監査役	女性	●	●		●		●			

1. 代表取締役は本総会後の取締役会にて、常勤監査役は本総会後の監査役会にてそれぞれ決定いたします。
2. 上記一覧表は、取締役・監査役の有する全ての知見を表すものではありません。

<各スキルの選定理由と詳細>

項目	選定理由
企業経営	事業を取り巻く環境の変化に即座に対応し、持続的に発展し企業価値を向上させていくためには、迅速な経営判断を行うことが必要となるため
財務・会計	正確な財務報告、強靱な企業体の構築、持続的な発展と企業価値の向上に資する成長投資を実現させるためには、財務・会計分野での知見と経験が必要となるため
法務・リスク管理	法務・リスクマネジメントは、適切な法令遵守と企業体制の基礎となる部分であり、その経験と知識は必要であるため
製造・技術・R&D	世界に一流の製品とサービスを提供し続けるためには、当社事業に関わる最先端技術（DX含む）に関する知見と経験が必要となるため
グローバル	世界トップシェアを目指す当社において、グローバル事業の成長戦略の策定及び経営監督が重要なことから、海外事業マネジメントに関する知見と経験が必要であるため
マーケティング	企業戦略を実現し、コミットメントした経営計画等を達成するためには、現実的かつ具体的な事業戦略及びマーケティング戦略を策定し、実行することが必要となるため

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く環境は、中国の景気減速、原材料・エネルギー価格の高止まりなど世界的なインフレ、金融政策の引き締めによる景気後退の懸念や円安の長期化、ウクライナ情勢をはじめとする地政学的リスクの高まりなど先行き不透明な状況で推移しました。

このような外部環境のもと、自動化や電動化が進む自動車市場ではCASE関連向けに一定程度の需要はあるものの、半導体・電子部品向けの需要は在庫調整や設備投資を抑制する調整局面が継続し、国内・海外市場ともに低調に推移しました。

現状の厳しい経営環境から回復し、今後の当社の企業価値向上のためにビジネスモデルの変革が不可欠と判断し、構造改革に取り組んでいます。「中国市場依存からの脱却」「収益性の改善と向上を目的とした「選択と集中」」「生産、販売体制をグローバルで再構築」を方針として掲げ、足元では工作機械事業において蘇州工場の生産の廈門工場への集約、海外工場の生産調整に伴う人員調整、産業機械事業においては販売機種戦略の見直し、食品機械事業においては製麺機・米飯装置以外の分野に向けた新製品の開発強化等の取り組みを開始し早期の収益改善を目指します。

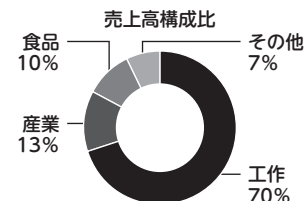
以上のような収益性の改善に向けた構造改革に着手したものの、中華圏の景気減速の影響が大きく、当連結会計年度の業績は、売上高671億74百万円（前期比16.5%減）となりました。

利益面におきましては、生産調整に伴う海外工場の収益性の低下に加え、インフレに伴う人件費・製造原価の高止まりなどにより、営業損失28億19百万円（前期は営業利益58億13百万円）、経常損失12億57百万円（前期は経常利益82億75百万円）となりました。

また、産業機械事業において固定資産の減損損失を10億35百万円計上したほか、業績悪化を受け繰延税金資産の取り崩しを行ったことにより法人税等調整額を8億36百万円計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失46億4百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益60億21百万円）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりです。
事業セグメント別売上高

セグメントの名称	第 47 期	第 48 期	前期比増減
工作機械事業	56,492百万円	46,706百万円	△9,785百万円
産業機械事業	10,656百万円	8,630百万円	△2,025百万円
食品機械事業	6,813百万円	6,902百万円	88百万円
その他	6,533百万円	4,934百万円	△1,599百万円



(注) 上記の金額は外部顧客への売上高です。

工作機械事業

◆事業内容

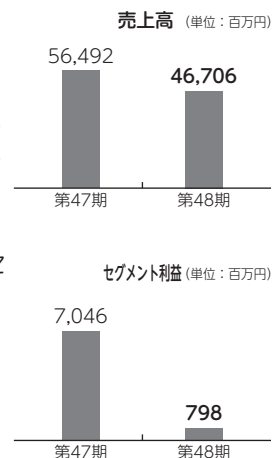
放電加工機、マシニングセンタ、金属3Dプリンタの開発・製造・販売、保守サービス、消耗品の販売

◆概況

日本、欧米において航空宇宙関連向けの需要は回復基調であるものの、日本、中華圏、アジアにおいて自動車・半導体・電子部品向けの需要が低調であり、売上高は前期比で減少となりました。セグメント利益は、海外工場において円安やインフレに伴う製造原価の高止まり、生産調整に伴う工場の収益性低下、人件費の増加等により前期比で大幅に減少しました。

上記の結果、当事業の売上高は467億6百万円（前期比17.3%減）、セグメント利益は7億98百万円（前期比88.7%減）となりました。

一方でものづくりの高度化は今後も継続するとみられ、高速・高精度加工のニーズが高まるほか、操作性向上、省エネ対応、長時間の安定加工や加工物の大型化・複雑化等も重要な機会と認識しています。高精度な加工が求められる地域と顧客を視野に、強みのある放電加工機の一層の拡販と同時に、中長期的に成長が期待できる金属3Dプリンタ、精密マシニングセンタについても、技術開発の推進や販売体制の強化により、高付加価値加工ニーズを取り込んでいきます。また、構造改革として蘇州工場から廈門工場への生産移管に加え、大型燃料電池車の燃料電池用金属セパレータ金型加工等を想定したレーザ加工機業界への参入に向け開発等を進めています。



産業機械事業

◆事業内容

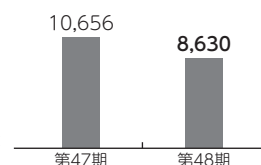
射出成形機の開発・製造・販売、保守サービス、消耗品の販売

◆概況

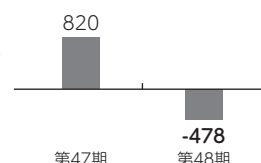
半導体・電子部品向けの市況軟化に伴う顧客の在庫調整や投資先送りの影響等を受け、産業機械業界全体として需要は減少しており当社が事業展開する各地域・各業界においても全体として厳しい状況となった結果、当事業の売上高は86億30百万円（前期比19.0%減）、セグメント損失4億78百万円（前期はセグメント利益8億20百万円）となりました。

一方で、長期的にはアジア地域等において、ものづくりの高精度化が進展し、当社が得意とする超高精度の射出成形機の需要が高まることが予測されます。また、構造改革として廈門工場における射出成形機の生産を停止、国内生産機種への増強による生産効率向上等に取り組んでおります。

売上高 (単位:百万円)



セグメント利益 (単位:百万円)



食品機械事業

◆事業内容

各種製麺機、麺製造プラント、包装米飯製造装置などの開発・製造・販売、保守サービス、消耗品の販売

◆概況

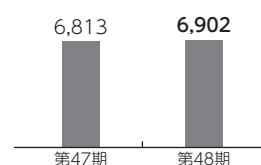
国内外における製麺機関連設備や海外向けの無菌包装米飯製造装置等の需要が堅調に推移しており、売上高は前期比で増加しました。

上記の結果、当事業の売上高は69億2百万円（前期比1.3%増）、セグメント利益は8億76百万円（前期比95.9%増）となりました。

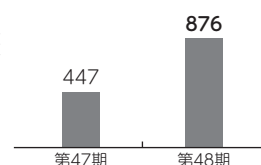
中華圏、アジアを中心とした海外市場にて食の高品質化やインフラの整備等で生麺や米飯の需要が高まりつつあります。新設した海外営業部門において、東アジア・東南アジア・アメリカを中心に事業展開を進めてまいります。また、製麺機と米飯製造システムの生産体制強化に向け、2023年1月より中国廈門工場内に食品機械新工場が稼働開始したほか、同年11月には加賀事業所内の食品機械新工場の完成により、新技術の開発やコストダウン等を図るなど競争力をさらに強化しております。

構造改革として今後もこれまで実績のある米飯・製麺設備はもとより、惣菜をはじめとした別分野への進出も視野に入れて営業活動を展開するほか、強みであるメンテナンスサービスをより一層強化することで事業拡大を図ってまいります。

売上高 (単位:百万円)



セグメント利益 (単位:百万円)



その他

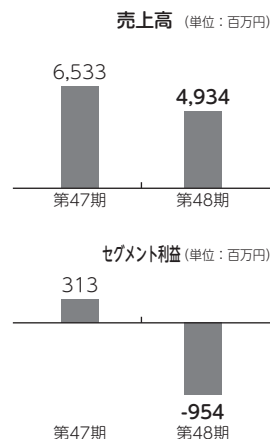
◆事業内容

精密金型・精密コネクタなどの受託生産、リニアモータやセラミックス部材など独自の技術を活かした製品の開発・製造・販売など

◆概況

金型成形事業においては自動車関連向けの需要が低調であることに加えて、セラミックスの外販についても、半導体製造装置市場の減速が継続するなど需要が弱含んでおり、売上高は前期比で減少しました。

上記の結果、当事業の売上高は49億34百万円（前期比24.5%減）、セグメント損失9億54百万円（前期はセグメント利益3億13百万円）となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した企業集団の設備投資の総額は60億9百万円で、その主なものは、次のとおりです。

工作機械事業	株式会社ソディック 沙迪克(厦門)有限公司 Sodick(Thailand)Co.,Ltd. 蘇州沙迪克特種設備有限公司	営業所の土地取得等 生産設備の増設 生産設備の増設 生産設備の増設
産業機械事業	株式会社ソディック	工場建屋の増設等
食品機械事業	株式会社ソディック	工場建屋の増設
その他	株式会社ソディックエフ・ティ	生産設備の増設 ソフトウェアの取得等

③ 資金調達の状況

当社は、主要取引金融機関と総額80億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における借入実行残高は0円となっており、差引残高は80億円となっております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 4 5 期 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)	第 4 6 期 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)	第 4 7 期 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)	第 4 8 期 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)
売 上 高(百万円)	58,030	75,174	80,495	67,174
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(百万円)	2,046	8,588	8,275	△1,257
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期 純 損 失 (△)(百万円)	1,346	6,591	6,021	△4,604
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	28円63銭	125円67銭	112円67銭	△90円29銭
総 資 産(百万円)	116,117	134,866	138,433	134,066
純 資 産(百万円)	57,976	74,438	80,993	77,129

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第47期の期首から適用しており、第47期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	議決権比率(%)		主要な事業内容
		直 接	間 接	
株式会社ソディックエフ・ティ	91百万円	100.0	－	工業用セラミックの製造、成形加工
Sodick(Thailand)Co.,Ltd.	740百万タイバツ	100.0	－	放電加工機、射出成形機の開発・製造・販売
蘇州沙迪克特種設備有限公司	8,187千米ドル	100.0	－	放電加工機の製造
上海沙迪克軟件有限公司	166百万円	62.0	20.0	ソフトウェアの開発・販売
Sodick Holding Corporation	1,000千米ドル	100.0	－	北米における事業統括会社
Sodick, Inc.	671千米ドル	－	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Europe Holding Ltd.	6,739千英ポンド	100.0	－	欧州における事業統括会社
Sodick Europe Ltd.	100千英ポンド	－	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Deutschland GmbH	150千ユーロ	－	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Singapore Pte.,Ltd.	300千シンガポールドル	100.0	－	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
沙迪克機電（上海）有限公司	3,140千米ドル	100.0	－	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick(H.K.)Co.,Ltd.	2,000千米ドル	100.0	－	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick (Taiwan) Co.,Ltd.	100,000千NTドル	100.0	－	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick International Trading(Shenzhen) Co.,Ltd.	2,000千香港ドル	－	100.0	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
沙迪克（厦門）有限公司	80,000千米ドル	100.0	－	放電加工機、食品機械の製造

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「創造」「実行」「苦労・克服」の精神のもと、お客様へ最高の価値を提供し、「未来を創る」企業としてものづくりを通して社会の持続的な発展に貢献すべく取り組んでいます。自動車や通信分野をはじめとした技術革新、省人化ニーズの高まり、カーボンニュートラル・持続可能な開発目標（SDGs）の促進を背景に、ものづくりの現場においても、更なる高精度化、高速化、自動化はもとより、操作性の向上、電力使用量や廃棄物の削減、工程集約、DX化の推進等が求められています。これらの「進化するものづくりへの貢献」を重要な経営課題と捉え、新製品開発の促進、トータルソリューションの展開、アフターサービスの充実、DXを活用した付加価値の提供等、事業の拡大とサステナビリティの取り組みを一体で推進しています。

① 構造改革の実施

当社は、2019年2月に設立50周年を迎える2026年をターゲットとした長期経営計画「Next Stage 2026」を発表し、自動車産業の変革、IoT・AI技術の進化、5Gの普及、ものづくりの高度化をはじめ、当社を取り巻く経営環境の変化に柔軟に対応しつつ、持続的な成長を目指し、各事業において取り組みを進めてきました。

しかしながら、市況、競争環境、為替変動など急激かつ大幅な外部環境の変化に加え、中国市場の変調により、当社全体の収益性が低下しており、計画達成が困難となったことから、従前の中長期経営計画を取り下げることとし、ビジネスモデルの変革により収益構造及び経営体制を抜本的に改革すべく、構造改革を推し進めております。

② 構造改革の基本方針

1 中国依存脱却	中国の2工場の生産を1工場に集約したうえで国内製造の組織再編・生産品目拡充
2 選択と集中	市場動向、競合環境等を踏まえた事業・製品の再編成により収益性を改善
3 生産・販売体制の再構築	円安や需要の変化に応じた生産、販売体制をグローバルで再構築
4 バランスシート改善	キャッシュコンバージョンサイクルの改善、長期滞留在庫の圧縮 非効率な固定資産の圧縮等によるキャッシュフローの改善

③ 新中期経営計画（2024年12月期-2026年12月期）

「脱中国依存」「選択と集中」「生産・販売体制の再構築」「バランスシート改善」を柱とする構造改革を断行することで今後の成長に向けた経営基盤を確立し、新中期経営計画のもとで低収益体質をより早期に改革します。

目標（2026年12月期）					
業績 目標	売上高	907億円	財務 方針	資本効率	ROE 8%以上（5年平均）
	営業利益	73億円		財務健全性	自己資本比率50%以上
				株主還元	DOE 2%以上 ^{※1} かつ 総還元性向 ^{※2} 40%以上

※1 1株当たり配当金27円以上（2023年12月期期首・期末平均の株主資本×DOE 2%から計算）

※2 当社における総還元性向の計算式：

$$\text{総還元性向} = \frac{((n\text{年度の配当}) + (n+1\text{年度の自己株式取得額}))}{n\text{年度の当期純利益}}$$

n年度の総還元性向実績の計算式：

$$n\text{年度の総還元性向実績} = \frac{((n\text{年度の配当}) + (n\text{年度の自己株式取得額}))}{n\text{年度の当期純利益}}$$

事業別の事業計画及び具体的な施策は以下の通りです。

		2023年実績	2026年計画
工作機械事業	売上高	46,706百万円	61,000百万円
	セグメント利益	798百万円	7,500百万円

●生産体制の最適化

蘇州工場の生産を厦門工場に集約し、中国の生産規模を適正化

国内生産を抜本的に増強し、為替環境に適合したグローバル3地域生産体制へ

人件費を中心に固定費を削減し、自動化設備の導入等で生産性を高めて収益力を回復

●ストックビジネスの強化

安定的かつ収益性の高いアフター事業（消耗品販売、保守）を強化し、機械販売からアフターまで一気通貫で顧客のニーズに対応

●脱中国依存

新興市場（メキシコ、インド等）での販売を強化

先端技術関連の国内及び欧米への生産回帰に柔軟に対応

産業機械事業		2023年実績	2026年計画
	売上高	8,630百万円	11,500百万円
	セグメント利益	△478百万円	1,000百万円
<p>●脱中国依存と生産体制の集約 厦門工場での生産を停止し、国内生産増によりコスト削減</p> <p>●収益性の高いモデルの販売へシフト 市場ニーズを精査し付加価値のある機種ラインナップに見直し</p> <p>●自動化ソリューションの提供 子会社の株式会社ソディックエフ・ティとの連携を通じ、金型から成形品まで一気通貫した製造自動化ラインを販売</p> <p>●欧州市場への参入 競争力のある医療分野について、米国から欧州市場へ対象地域を拡張</p>			
食品機械事業		2023年実績	2026年計画
	売上高	6,902百万円	11,000百万円
	セグメント利益	876百万円	1,300百万円
<p>● 海外販売拡大 ASEANにおいて製麺機や米飯製造装置の営業体制を強化することで海外売上を増加</p> <p>● 既存製品の改良 省エネルギー化、生産性向上、小型化、多機能化の観点から既存製品の改良を図る</p> <p>● 新規開発及び受託生産 食品機械の開発や受託生産等により規模拡大</p>			

(5) 主要な営業所及び工場（2023年12月31日現在）

当 社	本 社	横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
	営 業 所	仙台、大宮、横浜、北陸、松本、静岡、名古屋、大阪、岡山、福岡
	事 業 所	福井県坂井市、石川県加賀市
子 会 社	国 内	株式会社ソディックエフ・ティ（神奈川県横浜市）
	海 外	Sodick(Thailand)Co., Ltd. (タイ) 蘇州沙迪克特種設備有限公司（中国） 上海沙迪克軟件有限公司（中国） Sodick Holding Corporation（アメリカ） Sodick, Inc.（アメリカ） Sodick Europe Holding Ltd.（英国） Sodick Europe Ltd.（英国） Sodick Deutschland GmbH（ドイツ） Sodick Singapore Pte., Ltd.（シンガポール） 沙迪克機電（上海）有限公司（中国） Sodick(H.K.)Co., Ltd.（中国香港） Sodick (Taiwan) Co., Ltd.（台湾） Sodick International Trading(Shenzhen) Co., Ltd.（中国） 沙迪克（廈門）有限公司（中国）

(6) 使用人の状況（2023年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数		前連結会計年度末比増減	
工 作 機 械 事 業	2,641 名	(273) 名	196 名減	(194 名減)
産 業 機 械 事 業	328 名	(49) 名	28 名増	(2 名増)
食 品 機 械 事 業	147 名	(22) 名	6 名増	(1 名減)
そ の 他	328 名	(103) 名	15 名減	(1 名増)
全 社 (共 通)	118 名	(44) 名	7 名減	(3 名増)
合 計	3,562 名	(491) 名	184 名減	(189 名減)

- (注) 1. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。
2. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,183名	96名増	41.1歳	13.1年

- (注) 1. 使用人数については、臨時雇用者は含んでおりません。
 2. 使用人数については、当社から子会社等への出向者を含んでおりません。

(7) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	9,770百万円
株式会社横浜銀行	6,437
株式会社みずほ銀行	5,764
株式会社日本政策投資銀行	2,770
株式会社北國銀行	2,770
株式会社三菱UFJ銀行	2,757
株式会社北陸銀行	2,475
日本生命保険相互会社	1,475
株式会社静岡銀行	1,157
株式会社宮崎銀行	144

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 150,000,000株
- ② 発行済株式の総数 54,792,239株 (自己株式 4,051,960株を含む)
(注) 自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて2,500,000株減少しております。
- ③ 株主数 16,873名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,393千株	12.60%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,549	5.03
森田 清	1,190	2.35
ソディック共栄持株会	957	1.89
有限会社ティ・エフ	895	1.76
株式会社三井住友銀行	850	1.68
ソディック従業員持株会	834	1.64
古川 健一	832	1.64
古川 宏子	800	1.58
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	704	1.39

(注) 1. 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりになります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 6,393千株
株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 2,549千株

2. 当社は、自己株式を4,051,960株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 持株比率は自己株式を除外して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2019年3月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受けて、当社は、2023年4月19日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員ならびに従業員、当社子会社の取締役及び執行役員に対して、譲渡制限付株式報酬として、2023年5月17日付で自己株式を次のとおり交付しております。譲渡制限付株式報酬の内容は、2. 会社の現況 (3) 会社役員 の状況⑤取締役及び監査役の役員報酬等の額に記載のとおりです。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 (非業務執行取締役及び社外取締役を除く)	33,500株	4名

(注) 上記のほか、当社の執行役員18名に対して23,200株、当社の従業員50名に対して33,400株、当社子会社の取締役5名に対して7,100株、当社子会社の執行役員8名に対して4,800株を交付しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

イ. 当社は、2022年11月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議し、当事業年度において自己株式の取得を実施致しました。

自己株式の増加額 1,201百万円

ロ. 当社は、2022年11月11日開催の取締役会において、会社法第178条の規定により、自己株式の消却を行うことを決議し、2023年5月31日付で実施致しました。

資本剰余金の減少額 0百万円

利益剰余金の減少額 1,856百万円

自己株式の減少額 1,857百万円

ハ. 当社は、2023年4月19日開催の取締役会決議に基づき、2023年5月17日付で譲渡制限付株式報酬として自己株式102,000株の処分を行いました。

資本剰余金の増加額 0百万円

自己株式の増加額 75百万円

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長	古 川 健 一	
専 務 取 締 役	塚 本 英 樹	工作機械事業及び生産統括担当
常 務 取 締 役	前 島 裕 史	コーポレート部門統括担当
取 締 役	金 子 雄 二	
取 締 役	高 木 圭 介	
取 締 役	黄 錦 華	
取 締 役	稲 崎 一 郎	株式会社ディスコ 社外取締役
取 締 役	工 藤 和 直	株式会社芝浦電子 社外取締役
取 締 役	野 波 健 蔵	一般社団法人日本ドローンコンソーシアム 会長 一般財団法人先端ロボティクス財団 理事長 株式会社Autonomy 代表取締役 福島国際研究教育機構 (F-REI) ロボット分野長
取 締 役	後 藤 芳 一	一般財団法人機械振興協会副会長 技術研究所長 パラマウントベッドホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
常 勤 監 査 役	保 坂 昭 夫	
常 勤 監 査 役	河 本 朋 英	
監 査 役	下 條 正 浩	下條正浩法律事務所 日本精米製油株式会社 社外監査役
監 査 役	大 滝 真 理	
監 査 役	郷 原 玄 哉	郷原会計事務所 所長

- (注) 1. 取締役の稲崎一郎氏、工藤和直氏、野波健蔵氏、後藤芳一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の下條正浩氏、大滝真理氏及び郷原玄哉氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 郷原玄哉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は取締役 稲崎一郎氏、工藤和直氏、野波健蔵氏、後藤芳一氏及び監査役 下條正浩氏、大滝真理氏、郷原玄哉氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した役員

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
渡 貫 雄 一	2023年3月30日	任期満了	常 勤 監 査 役
長 嶋 隆	2023年3月30日	任期満了	社 外 監 査 役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

社外取締役及び社外監査役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、各社外取締役及び各社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとしております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役、監査役、執行役員及び国内子会社の取締役、監査役、当社から派遣される海外子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約により被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等については填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額を当社が負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の役員報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員 の人数 (名)
		基本報酬	短期業績 連動報酬	中長期 インセンティブ	
取締役	230	186	18	25	6
社外取締役	32	32	－	－	4
合計	262	218	18	25	10
監査役	33	33	－	－	3
社外監査役	16	16	－	－	4
合計	49	49	－	－	7

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年6月27日開催の第37回定時株主総会において年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は0名）です。また当該報酬とは別枠で2019年3月28日開催の当社第43回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとし、金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内とする決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第38回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
3. 上表には2023年3月30日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した常勤監査役1名及び社外監査役1名が含まれております。
4. 2022年3月30日付で、取締役エグゼクティブ・フェローの制度新設に伴い各取締役の報酬決定方針を変更しており、2022年度の報酬から適用しております。なお、当該変更につきましては、報酬委員会の審議を経て、2022年2月14日開催の取締役会にて決議しております。
5. 当社の取締役の個人別の報酬等につきましては、取締役会にて決議された「取締役報酬等の決定方針等」に基づき、報酬委員会にて承認を得た内規にその詳細な算定方法を定めており、これに従い、その内容を決定しています。なお、当期の取締役の個人別の報酬等につきましては、当該内規に基づいて決定されていることから、取締役会として決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社の「取締役報酬等の決定方針等」は、次のとおりです。

取締役報酬等の決定方針等

①基本的な考え方

当社の取締役の報酬は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を経営上の課題として、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては会社業績及び各職責を踏まえた適正な成果を反映した報酬体系とします。

報酬制度の在り方、見直しの必要性については、過半数の社外取締役で構成される報酬委員会において、客観的な視点を取り入れて審議し、その答申を得て取締役会において決定します。

②報酬体系

- 1) 当社の役員報酬は、業務執行取締役は役位・職責に応じた報酬ランクに基づく基本報酬（固定給）と、単年度の業績反映分によって構成される短期業績連動報酬、並びに企業価値向上に対する利害を株主の皆様と共有することを目的とする株式報酬を基礎とした中長期インセンティブ報酬で構成します。なお、非業務執行取締役は、基本報酬と短期業績連動報酬で構成し、社外取締役及び監査役は、基本報酬のみを原則とします。
- 2) 業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の金額が多い構成としています。
- 3) 取締役の個人別の報酬は報酬委員会で、各監査役の報酬は監査役会において検討を行い、内容を決定します。

③短期業績連動報酬の仕組み

- 1) 短期業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当年度の連結損益計画の親会社株主に帰属する当期純利益が一定額を上回る場合、当期純利益に係数を乗じて業績連動報酬総額を算定し、役位に応じて各取締役に配分することとしております。
- 2) 当該業績連動報酬は基本報酬と合算して毎月金銭で支給しております。
- 3) 業績指標として親会社株主に帰属する当期純利益を選定した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益の増加が株主資本の増加となり将来の配当原資として株主の意向に沿うものと認識するためであります。
- 4) 当社グループは中期経営計画の目標を設定し、達成することにより親会社株主に帰属する当期純利益を増加するようにいたします。
- 5) 当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、1. 企業集団の状況（2）直前3事業年度の財産及び損益の状況に記載のとおりであります。

④中長期インセンティブ報酬の仕組み

- 1) 取締役が中長期の企業価値向上に貢献するインセンティブとして、業務執行取締役に、役位に応じて金銭報酬債権を支給し、同債権額に応じた自己株式を割り当てる譲渡制限付株式報酬を支給しております。
- 2) 金銭報酬債権の総額は当期を含む過去3年間のEBITDAの平均額が一定額を上回る場合、平均額に係数を乗じて算定しております。
- 3) 金銭報酬債権の総額指標としてEBITDAを選定した理由は、設備投資等に伴う減価償却費や金利等の増加による利益の減少に左右されず、中長期的な視野で株主価値の増大に寄与する経営をおこなうためであります。
- 4) 譲渡制限付株式報酬は、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で各取締役の割当株式数を決議しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任

当事業年度において各取締役の報酬額の決定は、取締役会で選任された社外取締役3名と社内取締役2名で構成される報酬委員会で審議し、決定しております。

	氏名	役位	区分
報酬委員会委員長	古川 健一	代表取締役社長	社内
報酬委員会委員	金子 雄二	取締役	社内
報酬委員会委員	稲崎 一郎	取締役	社外
報酬委員会委員	工藤 和直	取締役	社外
報酬委員会委員	野波 健蔵	取締役	社外

2023年12月期においては、報酬委員会を3回開催し、当年度の各取締役の定額報酬、譲渡制限付株式報酬について報酬支払の方針及び個人別報酬についての検討を行いました。

なお、各監査役の報酬については監査役の協議を経て支給額を決定しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係
取締役 稲崎 一郎	株式会社ディスコ 社外取締役	特別の関係はありません。
取締役 工藤 和直	株式会社芝浦電子 社外取締役	当社は同社との間に原材料の仕入れ等の取引関係があります。
取締役 野波 健蔵	一般社団法人日本ドローンコンソーシアム 会長 一般財団法人先端ロボティクス財団 理事長 株式会社Autonomy 代表取締役 福島国際研究教育機構 (F-REI) ロボット分野長	特別の関係はありません。
取締役 後藤 芳一	一般財団法人機械振興協会副会長 技術研究所長 パラマウントベッドホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。
監査役 下條 正浩	下條正浩法律事務所 日本精米製油株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
監査役 郷原 玄哉	郷原公認会計士事務所 所長	特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況		主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関し行った職務の概要
	取締役会	監査役会	
取締役 稲崎 一郎	13/13回 (100%)	—	精密工学に関する幅広い見識及び当社事業分野における高い専門知識に基づき、技術面に関する助言を行うだけでなく、当社の経営全般に対して有益な発言を行っております。また、人事諮問委員会及び報酬委員会の委員として客観的・中立的な立場で当社役員等の指名プロセスや当社取締役の報酬決定に対する監視・監督を行っております。
取締役 工藤 和直	13/13回 (100%)	—	海外における製造技術や経営等の豊富な経験に基づき、当社の海外での事業展開や製造面に対するの助言を行うなど、当社の経営全般に対する有益な発言を行っております。また、人事諮問委員会及び報酬委員会の委員として客観的・中立的な立場で当社役員等の指名プロセスや当社取締役の報酬決定に対する監視・監督を行っております。
取締役 野波 健蔵	13/13回 (100%)	—	大学での長年の研究による専門的知識及びベンチャー企業の経営者としての豊富な経営経験を活かし、当社の技術戦略をはじめ経営全般に対し有益な発言を行っております。
取締役 後藤 芳一	13/13回 (100%)	—	長年の企業のものづくりを中心とした産業振興に関する経済行政分野での幅広い経験と知見に基づき、当社の経営全般に対して有益な発言を行っております。
監査役 下條 正浩	13/13回 (100%)	14/14回 (100%)	弁護士としての高度の専門知識と幅広い見識及び、他社での社外役員としての豊富な経験に基づく有益な発言を行っております。
監査役 大滝 真理	12/13回 (92%)	14/14回 (100%)	他社における内部監査及び監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づく有益な発言を行っております。
監査役 郷原 玄哉	10/10回 (100%)	11/11回 (100%)	公認会計士としての長年にわたる監査法人での監査業務を通じた財務会計の専門家としての豊富な経験及び高い知見に基づく有益な発言を行っております。

(注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

2. 監査役 郷原玄哉氏は、2023年3月30日の第47回定時株主総会にて選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の取締役及び監査役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は11回であります。

3. 第48期の取締役会は13回（定時12回、臨時1回）開催されております。

八. 社外役員の独立性についての当社の考え方

当社は、会社法上の要件に加え、下記のとおり独自の「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」を策定しこの資格要件を基準に社外役員を選任しているため、社外役員の独立性は、十分保たれていると判断しております。

「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」

当社は、経営の監督機能及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、当社が定める以下の基準に照らして、当社グループと特別な利害関係がなく独立性を確保できる人材を社外役員¹に招聘しております。

1. 当社の社外役員が独立性を有していると判断される場合には、当該社外役員が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしています。
 - ① 当社グループの業務執行者²である者
 - ② 当社グループを主要な取引先³とする者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ③ 当社グループの主要な取引先である者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ④ 当社グループから役員報酬以外に、一定額⁴を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑤ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑥ 実質的に当社の総議決権の10%以上の株式を保有する株主である者（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑦ 実質的に当社グループが総議決権の10%以上の株式を保有している法人の業務執行者
 - ⑧ 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑨ 上記①～⑧に過去3年間に於いて該当していた者
 - ⑩ 上記①～⑨に該当する者が重要な者⁵である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
 - (注) 1.社外役員とは、社外取締役及び社外監査役をいう。
2.業務執行者とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいう。
3.主要な取引先とは、直近事業年度の当社グループとの取引額が双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上の取引がある者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者）をいう。
4.一定額とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、法人等の団体の場合は双方いずれかにおいて連結売上高の2%を超えることをいう。
5.重要な者とは、業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員等の重要な業務を執行する者をいう。
2. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	63百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な連結子会社のうち、Sodick (Thailand)Co.,Ltd.、Sodick Deutschland GmbH、Sodick Europe Ltd.、Sodick Singapore Pte.,Ltd.、Sodick, Inc.、Sodick (Taiwan) Co.,Ltd.、沙迪克（廈門）有限公司、蘇州沙迪克特種設備有限公司、沙迪克機電（上海）有限公司、Sodick International Trading(Shenzhen) Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ④ 会計監査人が現に受けている業務停止処分
金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

(1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	134,066	負 債 の 部	56,936
流 動 資 産	86,170	流 動 負 債	30,808
現金及び預金	34,621	支払手形及び買掛金	4,185
受取手形、売掛金及び契約資産	14,692	電子記録債務	4,964
電子記録債権	1,312	短期借入金	3,045
商品及び製品	11,529	1年内償還予定の社債	140
仕掛品	9,444	1年内返済予定の長期借入金	8,649
原材料及び貯蔵品	11,423	未払金	1,306
その他	3,632	未払法人税等	364
貸倒引当金	△485	契約負債	3,296
固 定 資 産	47,895	製品保証引当金	331
有 形 固 定 資 産	32,944	品質保証引当金	3
建物及び構築物	35,111	賞与引当金	1,051
機械装置及び運搬具	24,840	その他	3,469
工具器具備品	4,807	固 定 負 債	26,128
土地	8,622	社債	300
リース資産	3,235	長期借入金	23,829
建設仮勘定	266	役員退職慰労引当金	11
減価償却累計額	△43,939	製品保証引当金	73
無 形 固 定 資 産	2,654	退職給付に係る負債	613
のれん	799	資産除去債務	67
その他	1,855	その他	1,233
投 資 そ の 他 の 資 産	12,296	純 資 産 の 部	77,129
投資有価証券	5,480	株 主 資 本	63,583
長期貸付金	28	資本金	24,618
繰延税金資産	783	資本剰余金	9,717
長期預金	4,583	利益剰余金	32,257
その他	1,463	自己株式	△3,010
貸倒引当金	△43	その他の包括利益累計額	13,491
資 産 合 計	134,066	その他有価証券評価差額金	1,397
		為替換算調整勘定	12,125
		退職給付に係る調整累計額	△30
		非支配株主持分	53
		負 債 純 資 産 合 計	134,066

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		67,174
売上		47,892
販売費及び一般管理費		19,281
営業外収益		22,100
営業外収益		2,819
受取利息	479	
受取配当	147	
持分替による投資	729	
持分替による売却	178	
持分替による売却	190	
持分替による売却	32	
持分替による売却	248	
営業外費用		2,007
支店倒引当金繰入額	317	
支店倒引当金繰入額	1	
支店倒引当金繰入額	48	
支店倒引当金繰入額	79	
特別利益		446
特別利益		1,257
特別利益	33	
特別利益	7	
特別利益	45	
特別利益	99	
特別利益	1,035	
特別利益	35	
税金等調整前当期純損失		1,216
法人税、住民税及び事業税	1,343	2,433
法人税等調整額	836	2,179
当期純損失		4,613
非支配株主に帰属する当期純損失		8
親会社株主に帰属する当期純損失		4,604

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	90,848	負 債 の 部	44,649
流 動 資 産	43,866	流 動 負 債	20,859
現金及び預金	12,790	電子記録債権	4,964
受取手続債	275	買掛金	3,220
商品及び掛資産	8,113	1年内返済予定の長期借入金	8,234
仕材及び掛貯蔵品	2,236	リース債務	63
前払短期貸付金	2,729	未払金	785
未払消費税等	4,511	未払費用	499
関係会社短期貸付金	5,990	契約負債	750
未立消費税引当金	159	預り金	334
倒引当金	329	製品保証引当金	199
	230	品質保証引当金	3
	2,269	賞与引当金	878
	1,559	その他	924
	148	固 定 負 債	23,789
	1,129	長期借入金	23,382
	226	リース債務	161
	△17	製品保証引当金	73
固 定 資 産	46,981	資産除去債務	62
有形固定資産	17,827	繰延税金負債	102
建物	17,174	その他	7
構築物	1,223	純 資 産 の 部	46,198
機械運搬具	7,102	株主資本	44,896
工具	57	資本剰余金	24,618
土壌改良費	2,863	資本準備金	9,719
建設費	6,735	利益剰余金	13,568
減価償却累計額	472	その他利益剰余金	13,568
無形固定資産	195	繰越利益剰余金	13,568
のれん	△17,996	自 己 株 式	△3,010
権利	1,455	評価・換算差額等	1,302
工賃	379	その他有価証券評価差額金	1,302
加入金	35	資 産 合 計	90,848
その他	828	負 債 純 資 産 合 計	90,848
投資その他の資産	28		
投資有価証券	182		
関係会社出資	27,698		
関係会社長期貸付	2,636		
関係会社長期貸付	12,788		
関係会社長期貸付	0		
関係会社長期貸付	9,228		
関係会社長期貸付	2,141		
関係会社長期貸付	337		
関係会社長期貸付	415		
関係会社長期貸付	79		
関係会社長期貸付	89		
関係会社長期貸付	△18		

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	38,629
売上原価	31,335
売上総利益	7,293
販売費及び一般管理費	10,326
営業損失	3,033
営業外収益	
受取利息	256
受取配当金	3,981
為替差益	772
賃料収入	140
雑収入	81
営業外費用	
支払利息	259
賃貸固定資産諸費用	161
雑損失	51
経常利益	472
特別利益	
固定資産売却益	23
移転補償金	7
特別損失	
固定資産売却損	45
固定資産除却損	21
減損	767
その他	12
税引前当期純利益	847
法人税、住民税及び事業税	910
法人税等調整額	470
当期純損失	553
	1,024
	114

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

株式会社ソディック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 渡部 興市郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソディックの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソディック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

株式会社ソディック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 渡部 興市郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソディックの2023年1月1日から2023年12月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、金融庁の行政処分を受け業務改善計画を提出したとの報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月27日

株式会社 ソディック 監査役会

常勤監査役 保坂 昭夫 ㊟

常勤監査役 河本 朋英 ㊟

監査役 下條 正浩 ㊟

監査役 大滝 真理 ㊟

監査役 郷原 玄哉 ㊟

(注) 監査役 下條 正浩氏、大滝 真理氏及び郷原 玄哉氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

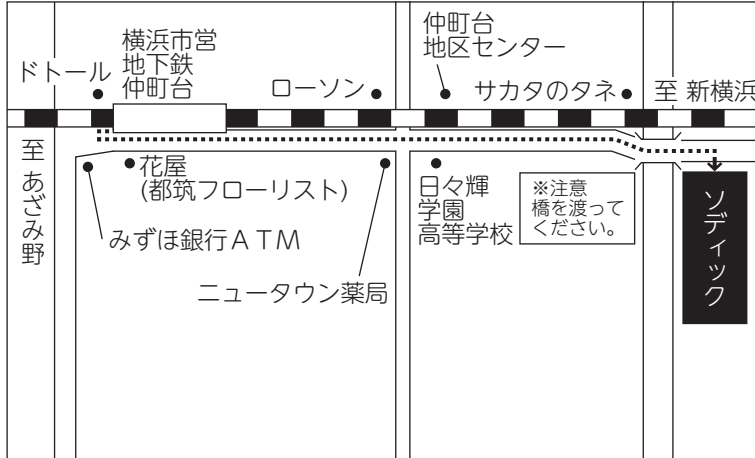
以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場：株式会社ソディック 本社3階会議室

住 所：横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号

T E L : 045-942-3111

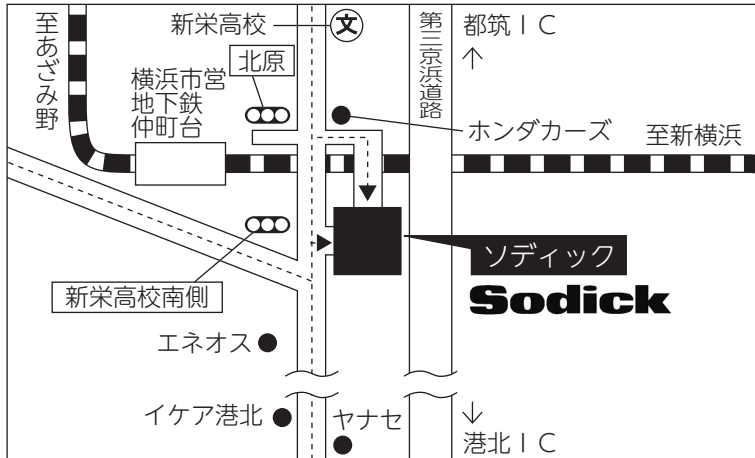


●電車でのご来場の場合

横浜市営地下鉄「仲町台駅」

下車徒歩約10分

【駅改札口にて左折、さらに左方向
(新横浜方面)へ線路沿いに直進】



●お車でのご来場の場合

第三京浜

☆港北ICより約2.3km

☆都筑ICより約1.5km

首都高速

☆横浜港北ICより約2.3km

※注意

新横浜・港北IC方面からおいでの方は、中央分離帯があるため正面車両入口には右折できません。

その先のホンダカーズがある北原交差点を右折し、約200m先右手の車両入口よりご入場ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。